

内部統制システムの整備に関する基本方針

制定：平成18年5月25日

最近の改正：平成22年10月27日

NECフィールドディング株式会社

当社は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を以下のとおり定め、この基本方針に基づき当社の業務の適正を確保するとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員および従業員が日常の業務執行において遵守すべき事項を定める「グループ行動規範」を周知徹底し、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動の徹底を図る。なお、「グループ行動規範」は、法令や社会環境等の変化に応じ、随時これを見直すものとする。
- (2) CSR担当執行役員を委員長とし、CSR推進部門を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会は、関係スタッフ部門・事業推進部門と連携のうえ、当社グループの法令遵守確保のための推進活動を実施する。また、CSR推進部門および関係スタッフ部門・事業推進部門は、法令遵守に関し自部門が担当する事項について規程・マニュアルを整備し、その周知徹底に努める。
- (3) 当社の従業員、当社グループ企業および資材取引先企業の従業員が、当社グループの違法行為や不正行為等を発見した場合、直ちに当社に通報できるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口（「ヘルプライン」）を設置し、これを適切に運用する。
- (4) 執行役員その他の従業員は、法令・定款および「グループ行動規範」を含む社内規程に従い、適法、適正かつ合理性をもって職務を執行し、執行役員社長が担当する内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当該職務の執行に関する内部監査を行う。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、法的対応を含め、組織的に毅然とした態度で対応する。また、これら反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録等については、法令に従って適切に作成、保存、管理する。
- (2) 執行役員会議その他の重要な会議体の議事録、起案文書ならびにこれらの関連資料については、関連規程・マニュアル等に従って、適切に作成、保存、管理する。また、業務に係る文書については、「全社文書管理規程」、「経理規程」その他の関連規程・マニュアル等に従って、適切に作成、保存、管理する。

- (3) 企業秘密、顧客情報、個人情報等については、法令、「情報セキュリティ基本規程」ならびに「企業秘密管理規程」、「個人情報保護規程」等の関連規程・マニュアル等に従って、適切に保存、管理する。
- (4) 投資判断に影響する事業活動および重要な意思決定に関する情報については、法令および証券取引所規則ならびに「情報開示規程」に従って、適時・的確・公平に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスクマネジメント規程」において、当社の事業運営に関して発生しうる諸種のリスク（災害、コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティ、財務その他に関するリスク）の管理に関する基本的事項（基本方針や社内体制など）を定め、同規程および関連するその他の規程・マニュアル等に従って、全社のリスク管理体制を整備する。
- (2) 執行役員社長を委員長とするCSR委員会を設置し、同委員会は、関係スタッフ部門・事業推進部門と連携のうえ、全社リスク管理の推進を図る。
- (3) 社内各部門は、関係するリスクの中から、優先的に対応すべきリスクを選定のうえ、具体的な対応方針・対策を決定し、リスク管理を実施する。また、関係スタッフ部門・事業推進部門は、各部門が行うリスク管理を支援する。
- (4) 経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、直ちに執行役員社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
- (5) 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、取締役会、執行役員会議等において十分に議論を尽し、かつ必要に応じて外部専門家の意見も徴したうえで意思決定を行うことにより対応する。
- (6) 内部監査部門は、リスク管理の体制および推進状況に関する内部監査を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は月に一度定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および「取締役会規則」に定める事項について、機動的な意思決定を行う。
- (2) 意思決定の一層の迅速化および業務執行の監督・監視機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において、執行役員を選任するとともにその業務分担を定める。
- (3) 当社の業務執行上の意思決定は、取締役会決議事項を除き、「職務権限規程」に定める職務権限および手続きに従って執行役員社長または担当執行役員、部門長等が行う。
- (4) 取締役および執行役員の業務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

5. 1 当社グループにおける業務の適正確保のための体制

- (1) 当社から子会社に対して取締役または監査役を派遣するとともに、「関係会社管理規程」に従って、子会社の経営管理を行う。また、当社の関係部門から子会社に対し、遵法体制その他子会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する指導・支援を行う。
- (2) 内部監査部門は、当社子会社に対し定期的に監査を行うとともに、当該監査の結果に基づき、必要に応じて、当該子会社に対し改善の指示・勧告を行う。
- (3) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、その評価、維持、改善等を行う。
- (4) 当社グループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化を推進するとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。

5. 2 NECグループにおける当社の業務の適正確保のための体制

当社と親会社である日本電気株式会社（NEC）またはその子会社との取引等に関しては、法令、会計原則その他の社会規範に照らし適切であることを維持するよう徹底する。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社の従業員から監査役の専任スタッフ若干名を選任し、当該従業員に監査役の職務を補助させる。
- (2) 監査役の専任スタッフの選任、人事異動および懲戒については、事前に常勤監査役と協議のうえ決定する。また、当該専任スタッフの人事考課は、常勤監査役が行う。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席することができる。
- (2) 執行役員以上の者が決裁した起案文書は、全て監査役に回付する。
- (3) 取締役および執行役員は、定期的に自己の業務執行状況等を監査役に報告する。
- (4) 内部監査部門、経理部門等は、その職務の遂行状況について、適宜、監査役に報告する。
- (5) 内部監査部門は、内部通報窓口（「ヘルプライン」）の運用状況について定期的に監査役に報告する。
- (6) 監査役は、必要に応じて、当社および子会社の取締役および執行役員その他の従業員から報告を求めることができる。
- (7) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携する。

附則

1. この基本方針の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、法令の改正、組織変更等による用語の変更または組織名の変更など実質的な変更を伴わない場合は、執行役員社長が決定することができる。

以上